平成２４年（フ）第７９号
岡山県津山市宮部下1329番地４
債務者　藪木　久子（旧姓藤本）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
岡山地方裁判所津山支部

平成２４年（フ）第１７号
高知県香南市野市町西野1085番地５
債務者　中嶋　　稔
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２３９号
高知市朝倉丙1749番地４
債務者　大峯　泰幸
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２４７号
高知市小石木町235番地　すみか荘５号
債務者　池　　和夫
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３２８号
埼玉県草加市谷塚町1277番地８　プリムヴェール106号
債務者　荻　　広行
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３４２号
埼玉県三郷市早稲田４丁目24番地４　ジュネス稲垣302、旧住所埼玉県三郷市戸ケ崎１丁目603番地５
債務者　関口千代子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第３７７号
埼玉県越谷市大字大房1216番地１　アイランドハイツ202
債務者　石澤　　登
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第１９０号
埼玉県行田市大字持田972番地１
債務者　桑折　健一
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第１９１号
埼玉県行田市大字持田972番地１
債務者　桑折　豊子（旧姓新川）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２０８号
静岡県熱海市桜木町12番14号　グリーンハイツ桜木302、前住所静岡県熱海市清水町５番５号　丸源59ビル904号
債務者　山川　和夫
1　決定年月日時　平成24年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第４０号
福岡県京都郡苅田町京町１丁目18番地14　小島ビル
債務者　北島香津代
1　決定年月日時　平成24年７月19日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
福岡地方裁判所行橋支部破産係

平成２３年（フ）第１６００号
東京都三鷹市大沢４丁目８番34号ツカサコーポ103
債務者　渋谷　瑞絵
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第６８１号
東京都福生市加美平２丁目３番地１コーポ第１秋峰202号
債務者　小川　　敏
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月７日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月７日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２４年（フ）第１９号
北海道根室市月岡町２丁目66番地
債務者　吉岡　典子
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年10月３日午前11時30分
釧路地方裁判所根室支部

平成２３年（フ）第６０１号
愛知県西尾市つくしが丘１丁目１番２号　第３つくしが丘社宅2308号室
債務者　高橋　勇太
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年８月27日午後１時40分
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第２７５号
岡山市中区長岡　県営住宅739
債務者　藤原マツヨ
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月10日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１１７８号
横浜市泉区上飯田町2619番地　県営いちょう団地31棟1003号
債務者　小幡　恵子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成24年７月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年９月11日まで
5　免責審尋期日　平成24年９月12日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部